

第六十三回国 参議院内閣委員会 會議録第十号

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

四月十七日

玉置 猛夫君

補欠選任 津島 文治君

長屋 茂君

青木 一男君

四月十八日

青木 一男君

長屋 茂君

四月二十日

津島 文治君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

宮崎 正雄君

四月二十二日

宮崎 正雄君

長屋 茂君

出席者は左のとおり。

委員長 西村 尚治君

委員 源田 実君

佐藤 隆君

柴田 栄君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

安田 隆明君

山本茂一郎君

中尾 辰義君

國務大臣

通商産業大臣

岩間 正男君

政府委員

行政管理庁行政

管理局長

河合 三良君

監察局長

岡内 豊君

通商産業大臣官

房長

高橋 淑郎君

事務局側

常任委員会専門

員

相原 桂次君

行政管理庁行政

管理局統計主幹

杉浦 滋君

外務省国際連合

局外務参事官

横田 弘君

本日の會議に付した案件

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○岩間正男君 この法案について二、三の問題をお聞きしたいと思うのですが、第一に、アジア統計研究所が特に東京に設置されるという理由は何かございますか、これはどういふことですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) エカフエ域内諸国は、アジア統計研究所をわが国に設置することを希望し、わが国としても、國際的な技術協力を進める見地から有意義と考へまして、研究所のわが国への誘致の希望を表明したのであります。その結果、昭和四十二年の第二十三回エカフエ総会においてわが国への設置が決定されました。国連の協力を得て今回わが国に設置されるようになった次第であります。

○岩間正男君 次にお願いしますが、アジア統計研究所の設立にあたって、各国の出資金額というのがちゃんと割り当てがあると思うのですが、念のためその金額について。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答えさせていただきます。

○説明員(杉浦滋君) 出資金の模様でございますが、御説明申し上げます。

出資金は、日本を加えて二十カ国ございまして、アフガニスタンが五千ドル、オーストラリアが五万五千ドル、セイロン一万五千ドル、中華民国二万ドル、香港一万ドル、インド五万ドル、インドネシア四万五千ドル、イラン二万五千ドル、ラオスが千ドル、マレーシア八千三百三十三ドル、ネパール三千五百ドル、ニュージールランド、パキスタンが一万ドル、フィリピン二万ドル、韓国一万八千九百ドル、ベトナム共和国五千ドル、シンガポール五千ドル、タイ二万ドル、西サモア千ドルでございます。

○岩間正男君 それは単位が違っていませんか、万ドルですか。

○説明員(杉浦滋君) 万ドルでございます。

○岩間正男君 それでは、そのうち総額は幾らになっていきますか、総額は。

○説明員(杉浦滋君) 合計いたしましたして三百九十

二万ドルでございます。

○岩間正男君 そのうち日本は。

○説明員(杉浦滋君) たいま申しあげましたように合計いたしましたして……。

○岩間正男君 日本、日本。

○説明員(杉浦滋君) 日本が合計いたしましたして百三十九万ドル、約五億円でございまして。

○岩間正男君 そのほかの十九カ国の合計は幾らですか。

○説明員(杉浦滋君) 約三十三万ドルでございます。

○岩間正男君 これは金に、日本円に直すと一億千八百万円くらいですね、一九カ国で。それから国連開発計画から出ておりますね、これは幾らですか。

○説明員(杉浦滋君) 約二百二十万ドル、邦貨にいたしましたして約七億九千万円でございます。

○岩間正男君 そうしますと二十カ国参加しておりますのだが、そのうち日本は大体六分の五を出しちまう、そうしてあとの六分の一を十九カ国で出す、こういうふうになるわけですね。そうです。大体日本の出資額が約五億円、それから他のエカフエ加盟のアジアの十九カ国、あのさっきあげられた国々が一億一千万円出す、そういうことになるとは違つてくるのは、これはどういふ理由なんですか。

○説明員(杉浦滋君) アジア統計研究所の設置につきましては、ただいま大臣から説明がございましたように、この設置につきまして、日本に設置を要望いたしましたので、わが国がこれを受けまして設置をいたしましたわけでございますが、その設置につきましては、わが国は二十カ国と共同して設置するということと、それからこの設置に踏み切りました一つの考え方といたしましては、日

本がアジア諸国におきまする開発途上の諸国に對し、非常に有意義であるというふうな考えを以てこの設置をしたわけでございまして、その意味におきまして、わが国の負担が援助という意味で多くなつておるといふこととございまして、

○岩間正男君 これは援助と関係があるといふことになるわけですね。援助と深い関係がある。日本はこの負担がその中で圧倒的に多い。六分の五を出しておる。そしてあとの六分の一を十九カ国と、そういうことになりまして、この研修所の性格といふものは、これは将来どういふことになるか。当然発言権が日本は大きくなる。そして、そういう結果で、今後こういう機構についても非常に支配権を持つという結果になりませんか。

○説明員(杉浦滋君) この研修所の設置は、ただいま申し上げましたように、その設置主体といいたしましては二十カ国、日本を含めまして二十カ国でございます。そこで、国連とわが国から援助をいたしましてその運営に当たるわけでございまして、この研修所の実行計画によりまして組織ができておるわけでございまして、その組織といたしましては、まずエカフエ事務局長、エカフエ事務局統計部長、日本政府代表、それからエカフエ加盟国及び準加盟国からエカフエ総会によって選出されました五名の科学者、それから研修所長、それからFAOとユネスコの代表者、こういう方々からなります。諮員委員会がございまして、この諮員委員会の助言に基づきまして研修所が運営されるわけでございまして、したがって、税金の割合といふものは、この運営とは必ずしも直接の関係はございません。

○岩間正男君 直接の関係がないといつたつて、後進国とか低開発国とかいう名前のもとに他の十九カ国がこれに参加してゐるわけでしょう、そういう必要のために、しかも経済援助をやるのだから、そういうことを前提としてこういうふうな拠金が行なわれた。その中で圧倒的に日本がそういう負担をやつておる。それから機構的にもそうい

しょう。これは機構的に見ましたつて、行管の十一名が事務職員としてそのために働く。どうしてもこの統計研修所の運営そのものについては、そういう日本の比重といふものは圧倒的に大きくなるを得ない。そういう傾向がある。これは長官にお伺いしますが、どうですか、こういう点について。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 事実上そういうこともあろうかと思ひますが、あくまでもエカフエの地域内における、アジア地域内における高度の統計技術を普及するといふ主目的に従つて行動しますから、實際上の弊害はなからうかと思ひます。

○岩間正男君 そこがまあ私の質問するこれからの問題と関連してくるわけですが、それじゃお聞きしますが、エカフエは一九四七年に設立されたわけですが、それから二十年間、主としてどんな仕事をやってきたか、おもなものでございませぬ。私たちの聞いているのは、メコン川の流域開発計画とか、それからアジア開発銀行、この設立、こういうものがおもなもののように思ひますが、これはどうでしょう。

○説明員(横田弘君) エカフエは経済、社会、人権の各般にわたつて、エカフエ地域の後進国の開発を進めようとする機関でありまして、ただいま御指摘になりました事業のほか、アジア・ハイウェイ、アジア各国をつなぐ自動車道路の建設とか、あるいは運輸・通信網の拡充であるとか、工業の発展のための長期展望を調査する、各種の農業の開発、ほとんど経済社会全般にわたつて活動しております。

○岩間正男君 まあしかしその中で大きい問題は、われわれの、特にアジア人の中に印象づけられてゐるのは、メコン川流域の開発計画であるいはアジア開銀の設立、こういう問題だと思ふ。ところが、これはメコン川流域の開発計画といふのは、しばしば当国会でも問題になつてまいりました。これは地域住民の経済的を利益を増進するというよりも、むしろこれはアメリカのベトナム

侵略戦争を助けると、そういう性格を非常に持つておつたと思ふ。それからアジア開銀の設立に際して、これが設立されたのは六六年の四月だと記憶しますが、ジョンソン大統領がベトナムと無条件に話し合ひたい、そういうような提議をして、それから初めて十億ドルの東南アジア開発援助構想といふことを当時打ち出した。それと同時にアジア開銀に二億ドルの出資をやる、日本もそういう形で二億ドルの出資がなされた。そしてその設立が具体化した。これについてはわが党は、むしろこれが非常に軍事的な問題との関連もある、そういう点、それからあとに述べような理由もありまして、これには反対したわけですが、だからやつてきた仕事を見ますといふと、経済援助といふようなことをいっていますけれども、実際にはそういう軍事的な関係といふものが非常に多いのじゃないかといふふうな考えられるわけですね。それから経済もやつぱり軍事的な性格を持つてくるというふうなことが、実際ベトナム戦争の強化なんかと関連してあつた。そういう性格なんです。そのことをやはり私たちは頭に描いて、その上に立つてこの統計研修所の問題もやつぱり明らかにならなくちゃならない。出資金から見ますといふと、先ほどそういう性格が出てまいりました。東京にまたこれが設立される。アジア開銀のごときは、これは当時東京の設立を要望したにもかかわらず、マニラに持つていかれた。こういう事情もある。そうすると、こういう点なんかにはやはり性格づけられてくるものがあると思ふ。

次にお聞きしたいのですが、海外援助といふのは日本の独占資本が、こういう形で乗り出してきてゐるわけだ。そして国家がまたこの問題を、いま政策の重要なものとしてまた取り上げてゐるわけですが、これは最近非常に海外援助といふ名前が資本輸出が高まつてきてゐるのじゃないですか。念のために、これは額だけでいいですが、六一年から六八年のこの海外援助の額についてお聞きしたい。ここにございしますが、そういう

○説明員(横田弘君) ただいま手元に資料を持ち合はせておられません。

○岩間正男君 これは六一年には三億ドル、そうすな。それから四年までそうだと思ひます。六十五年になりまして、これは六億ドルに倍加されて、六六年には六億六千九百万ドル、六八年になりまして十億四千九百万ドル、六一年に比べると三・二倍といふふうにはなつてゐるようございませぬ。これは大体あなたたち、いま資料はないだらうけれども、そういうことはおわかりだらうと思ふ。いいですね。そういうことですね。そうしますと、しかもこのうちで、地域別に考えますと、二国間援助の総額といふのは、これはその中の六五％がアジア中心にやられてゐる。そうすると、これとアジア統計研修所の設立との関係といふのは、非常に深いといふのは見なければならぬと思ひます。先ほど最初この研修所の性格をあげたときに、これは海外援助との関係があるからこういう研修所をつくるんだといふような話がありました。そういう意味から考えまして、これは非常にこういう関係は深いと思ふのです。

これは時間がないから資料で要求しておきますが、十九カ国に対してどういふ援助の内容になつてゐるか、これを最近の、六五年あたりからいいますが、五年から最近までのものを、各国、いまのエカフエ参加の十九カ国にどういふうぐあいに援助額が割り当てられてゐるか、それを資料として出してほしいのですが、いかがでしょう。

○説明員(横田弘君) 後ほど準備して提出いたします。

○岩間正男君 これを確認してください。これ、きょうのなには間に合はないでしょうが、今後の論議のために必要ですから、非常にこのところを明らかにすると、もっとこまかにわかつてくると思ひます。

で、どうですか、開発計画、そして日本の海外援助について、アジアの諸国はどういふ一体感情

を、どうですか、開発計画、そして日本の海外援助について、アジアの諸国はどういふ一体感情

を持つているか。つまり経済の独立とか、あるいは工業国への産業体制を変えていくとか、そういうことがうたい文句とされているわけですね。そういうして、しかも低開発国、それを最近では発展途上国とか、そういうようなことばで少しばかり言っているわけですが、そういうところでは当然どうしてもそういう海外援助が必要なんだと、住民の福祉を守るために必要なんだということを、これは打ち出しているわけです。しかし、はたしてアジアの諸国民はそう受け取っているかどうか。実際また、そういうふうに住民の福祉を向上するような方向にこれが使われているかどうか、非常に問題があるところだと思いますが、これは長官に伺います。いかがでしょう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) それはよくわかりませんが、率直に申して、その趣旨のとおりを受けておるものと思えます。

○岩間正男君 これは日本経済新聞の去年の十一月三日の「回転イス」というところの記事ですが、インドネシア政府とスマトラ島の鉱区探鉱権取得の調印をして帰ってきた海外鉱物資源開発会社の渡辺社長、その発言として次のようなことが述べられている。「どうも低開発国における日本の評判はエコノミックアニマルからオリエンタルヤンキー、これは東洋の米国人ですか、「に落ちたみたいだ。援助しても搾取していると受け取られる。」、こういうことを言っているのですね。これは私は非常に海外援助そのものに対して、実際その衝に当たっている人たちが、このアジア諸国民のこれに対する考え方というものを反映したことはだと思っております。この点、いま長官からそういう回答がありましたけれども、事実は非常に違っているんじゃないですか。こういう点の認識を明らかにする必要がありますか。こういう点の認識を明らかにする必要がありますか。こういう点の認識を明らかにする必要がありますか。

こういふ中で、統計研修所で養成される統計専門員が、東南アジア諸国の社会的進歩及び生活水準の向上に寄与する、こういうことでこの研修所が設立されるわけですが、はたしてそういうことになるのかどうか。これはアメリカの指導のもと

に、日本の独占資本の進出を有利にするための、そういうための調査であり、それから情報であり、そういうものをだんだん確立するための一つの突破口をつくるのが今度のこの研修所の設立ということだと思っております。この点いかがですか。

○説明員(杉浦滋君) この研修所におきます研修生が、どういふような内容の研修をするかということ御質問は関連すると存するわけでございますが、この研修所の研修は、所長は国連から出ておられますアメリカの元の予算局次長のボーマン博士でございますけれども、講師はそれぞれ国連が任命いたしました各国から派遣されておるわけでございます。ただいま東京におります、すでに着任しております講師も、インド並びにパキスタンから来られておるわけです。それからなお、ソビエト連邦におきましても、この講師の派遣でこの研修所に協力するといふようなことございまして、この研修の実施がある特定の方向で運営されるというふうには考えておりません。

○岩間正男君 私は特に最初に出資金の問題を問題にしました。これは東京につくられるということ、それからエカフエがこれまで何をやってきたかというところの特微的なものをあげたわけですね。そういう中に、なるほど統計そのものをこれは進めていくということ、そのことは技術的に考えれば、それだけの考えからこれは問題はないかもしません。しかし、それがどう運用されるかというよりは政治的背景というものとあわせて考える必要があると思っております。で、私はそういう意味で、たとえばエカフエ事務局が編さんした「エカフエ二十年の歩み」によると、エカフエが実施しようとする計画していた作業にとつて統計の不足が重大なハンディキャップであった、こういうふうにいっておるわけですが、単にこれは技術的に解決できない。その背景には、これを運用する政治の性格というものがはつきり出てくるのじゃないか。そして日本のやり方につきましては、い

ま言ったように、非常にアジアの諸国が警戒をしておる、こういう点が考えられる。それから実際の問題として、ほんとうにこれが住民の福祉に発展途上国の住民の利益につながっているかというところ、そうならない。そうならないで、実際は非常に別な目的の方向に使われてきた、こういう結果に非常に多いと思っております。これはメコン川の流域の計画一つ見れば、非常に国会でも問題になったと、こう考えますと、私はこの計画というものは、これは新植民地政策というふうなものとなつておるのじゃないか、こう考えざるを得ないのであります。

まあ新植民地主義というのは、これは言うまでもなく、その特微とするところは、東南アジア諸国のような後進国に対して、これを低開発国と、あるいは発展途上国などという名前を呼んで、その国の経済的独立や工業化を実現させるために経済援助を与えるというところは、いかにも先進国のなすべきならぬ義務であるかということを実際は装っている。が、実際は搾取と略奪のための経済侵略を大いに進めておる、そういう現実の姿があるわけです。かつてケネディ前アメリカ大統領は、対外援助は、アメリカが全世界にわたつて影響と支配の立場を維持し、そして確実に崩壊するか、そうでなければ共産主義圏に入つてしまふであろうかなり多くの国をささえるための一つの方法であるということをはつきり述べているのです。これは私はこのいま進められている日本の海外援助、海外進出、あるいは海外侵略と呼んでもいいと思つておる、そういう方向とこの問題は切り離しがたく、結びついているのが現状じゃないか。先ほど来あげましたように、エカフエの名によつて多額の出資金と日本のきも入りで、そのようなアジア統計研修所の設置が行なわれ、そしてアメリカの新植民地政策、そういうものが一部肩がわりされ、そうしてこういうような片棒をかつぐといふか、こうして日本の独占資本がアメリカ侵略のあれに乗り出して、そういうための道を切り開くためのこれは方法じゃない

か、こう言わざるを得ないと思つてあります。が、こういう点についてどうなんでしょうか、これは技術的な問題はいいですが、日本のいままでとつてきたやり方、そういうものとの関連において、長官の見解を伺つておきたいと思つておる。○國務大臣(荒木萬壽夫君) まあ岩間さん一流の……

○片山武夫君 私は、この法案の具体的な内容について二、三お尋ねしたいと思つておる。これは出されたのが昨年の国会に出されました、審議未了になったものでありますが、ことしの五月にこれ設立すると、こういう予定になつておるようでありまして、その準備がどの程度進んでいるのか、その経過を少し具体的に伺つておきたいこと、その研修所が当初五カ年という計画で設立された。五カ年でこれが終わるものなのかどうなのか、その点について話し合ひがあったらお知らせを願いたい。

○説明員(杉浦滋君) 先生御指摘のように、この設置法の改正は、アジア統計研修所の設立と関連をいたしました。昨国会に御提出申し上げたわけでございますが、協定のほうは実行計画を土台にして、それとのならみ合ひで協定が署名されるというふうな段階にございまして、その実行計画のほうで再三の接合がございまして、おきまして、昨年の九月よりニューヨークにおきまして、開発計画とわが国とがこれに署名をいたしましたわけでございます。したがって、昨年の九月以降、協定が署名されました以降、わが国といたしまして、これを実施いたします。実行計画を進めてまいつてきたわけでございます。そこで、何ぶんにもこういう国際的な機関を設置いたしますと、準備段階が御指摘のように必要でございますので、昨年度も予算をいた

きまして、その準備段階をいたしたわけでございます。その内容といたしましては、本年五月から発足を予定されております研修所が、ともかくも運営できますように、もとの郵政省の庁舎を借用いたしまして、約七百七十平方メートルをとりまして、それから研修生並びに先方、国連から派遣いたします講師の備品等々を用意いたしました。ただいまこの協定が御批准いただければさつそくにも開始する、とりあえずの態勢は整っておりますわけでございます。

それから五カ年間、正式には五カ半年でございしますが、この期間を過ぎたあとのことにつきましては、実行計画によりまして三カ年を済ませましたところで参加国が協議をいたしまして、その今後どうするかということを含めるといふふうなことが掲げてございまして、この継続を望むという意向を最大限に尊重するということになるかと存じます。

○片山武夫君 大体経過はわかりましたが、先ほどもちょっと触れられておったようでありまして、各国の負担、特に日本の負担が大体五億ですが、ぐらいいなりますね。五カ年間で五億。この裏に四十五年度予算の額が出ておりますけれども、これは四十五年度分だけだと思いますけれども、これと五億との関係はどういうことになっておりますか。

○説明員(杉浦滋君) この五億の負担金につきましては、この五カ年間にこれだけを出すと、いふ約束をいたしたわけでございます。協定におきまして、この拠出はわが国の年度の予算で五カ年にわたって出さるというふうになっておるわけでございます。

○片山武夫君 これ、ちょっと換算してないんですけれども、大体一億だ、こういうことになりま

すか、この予算は、四十五年度予算。
○説明員(杉浦滋君) これは、いま御指摘になりました四十五年度予算の三千四百七十四千円と申しますのは、行政管理庁分の予算でございます。このほか四十五年度といたしましては、ただいま申し上げました三千四百七十四千円のほか、奨学金といたしまして千三百万円がございまして、それが四十五年度のが国の負担でございます。なお、建物等がこの五億の中に含まれるわけでございますが、それが約一億八千万円、これはすでに、海外協力事業団の宿泊施設を建てるわけでございますが、それに充てますのが一億八千万、こういうふうになっております。

○片山武夫君 この「アジア統計研修所の概要」の中にですね、一番最後のページ、八ページに四十五年度予算が出ておりますね。これとこの出資金の五億になりますか、百三十九万ドルですか、これとの関係はどうなのかということをお尋ねしてらるんですけれども。

○説明員(杉浦滋君) これは先ほど申し上げましたように四十五年度、初年度分の予算でございます。三千四百七十四千円と申しますのが初年度でございます。先生御指摘のように、当然負担分の一部になるわけでございます。

○片山武夫君 大体数は合っていますね。わかりました。この三カ年後に再検討をする、こういうことでございますが、その今後の予定などというものについては、全然そうすると話し合われていない。とにかく三年やってみた後でなければ、これをどうするかということについても全然話し合

いされてないということですか。
○説明員(杉浦滋君) 三カ年を過ぎましたあとで協議いたしました。五カ年半を過ぎたらどうするかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、全体の方向といたしましては、実行計画の中で国連はこれの継続を希望するということがございまして、これはやはりこういう施設でございますので、やはりやり方につきま

していろいろ実施の経過を見て、いろいろまた考慮し

なければならぬ問題も出てまいるか存するわけでございます。ただいまはエカフェの総会の決議によりまして設置をするということでもまいってきて、その設置の運営を始めるということに主眼が置いてあるわけでございます。今回の四月のバンコックにおきます総会におきまして、先ほど岩間先生から御質問のございました組織につきましての諮問委員会の委員が選出されたという段階でございますので、今後この五カ年を終わつたあとでどうするかというふうな段階のことにつきましては、まだそういう段階ではないということでございます。

○片山武夫君 それからこの研修生なんですけれども、「研修所の事業」の中に、最初、「統計職員三十名に対して十カ月間」、こういったものをさつそく始めるらしいのですけれども、その研修生の人員は、どのように想定されておりますか。

○説明員(杉浦滋君) 研修生の人員は、実行計画によりまして十カ月の一般コースにつきましては三十名というふうなきめられておるわけでございます。なお、そのほかに事業計画の中で、上級職員コースといたしまして四週間ないし八週間の研修を十五名組んでおるわけでございます。これがございまして、年間約四十五名ということになるわけでございますけれども、なおそのほかにつけ加えて申し上げますと、一般研修の三十名というワケのほかに、オランダから二名分の奨学金の拠出の申し出がございまして、三十名の定員のところが二名加わりまして三十二名、先ほど申し上げました上級コースの短期コースが十五名、合計いたしまして四十七名というふうになっております。

○片山武夫君 そうすると、ずっとこれは十カ月コース、何カ月コースと、いろいろありますけれども、大体総体人員どのくらいになりますか。四十七名以上にはふえないのですか。

○説明員(杉浦滋君) その人員につきましては、大体計画できまっておりますわけでございます。多少の調整はできるといふふうなことになるので

ますけれども、本年度は四十七名以上にふやすという計画はございません。

○片山武夫君 そこで、最後にお伺いしたいのですが、これは国連との協定もございまして、準備もそれが必要であったと思うのですけれども、これはいつものことなんです、こういう計画があつて法案が出される。しかし前年度あるいは前々年度、いわゆるこの法案が決定する前に予算承認を受けている。こういうような形でそれぞれ実施に入っているわけですね、計画の。そういう関係、もしこの法案が流れたらどうするか、そういう心配はしておらぬのだらうと思つてすけれども、この法案がまだで上がらないうちに、予算が通つたから実施準備に入つていいのだという考え方は、これはいいものか悪いものか。長官、この点について見解をひとつ。

○國務大臣(荒木高壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○説明員(杉浦滋君) 確かに準備はいたしておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、こういう施設ができました、それが批准されました後、直ちにこの事業を開始するということにはなかなかまいりませんので、準備はいたしておつたわけでございますけれども、それはあくまでも現在お認め願ひました予算の範囲内、並びに現在のが国の法律の範囲内、行政管理庁といたしまして、国際統計との関連におきまして調整事務の一環として実施をいたしたわけでございます。もちろん先生の御指摘のように、当然と申します。国会のほうで設置法の御改正をいたさ

きたいという気持ちももちろんあつたわけでございます。その予算の執行につきましては、先ほど申し上げましたように、現行の法律並びに法律の範囲内で実施いたしておるというわけであり

ます。

○片山武夫君 この問題は、確かに予算も通つた、行管のいわゆる権限の中である程度進められるものを進めていったと、だが、このアジア統計研修所の設立、いわゆる設置法ですね、これが通

らなければこの設立ができないわけけれども、予算もあるし、行管の仕事として当然これはやっつけていけるのだ、こういう御見解ですね。そうすると、これは特別にこの法案が通らなくてもやっつけていけるのだ、こういうことなると思っておりますけれども、その辺の關係はどうですか。

○説明員(杉浦滋君) 先ほど申し上げましたように、この準備というものは、当然の行管の所掌としていたしたわけではございませんで、いまこの設置が認められなくても、支障のない程度に現行法並びに予算の範囲内で準備を進めておいたというわけでございます。そこでそのアジア統計研究所がございまして、協定並びに実行計画に基づきまして行政管理局が正式にこの研究所に對します協力を機関というふうに認められました場合におきましては、現在の法律の中では、行政管理局がこの統計研究所の協力機関として、国の事務の一部としてこれを実施するといふ所掌は明らかにされてないわけでございますので、特にこの点を明らかにしたい、こういうことで設置法改正の御審議をお願い申し上げます。

○片山武夫君 いろいろ問題は、この研究所の問題だけではない、いろいろあります。予算が通ったから準備してよろしいのだ、法案は流れてしまったけれども準備は進んでいる、こういうふうな問題がたたくさん私はあるように思っております。ありますけれども、これは当然前国会通すべき問題であった。通らなかつた責任は、これは私は政府にあると思う。ああいう混乱国会にした責任が、いまの内閣にあるのだと思ふのですけれども、そういう努力がやはり積極的になされないと、何かこういつたような事務処理のつかさどりで、こういう法案が出されておる。こういう手続は今後ぜひひとつやめてもらいたいと思ふ希望があります。

これで一応質問を終わりますが、長官にひとつそれについての所見をお伺いしておきたいと思ふます。

○國務大臣(元木萬壽夫君) お話は御指摘のとおりでございます。今後はそういう手違ひのないようにいたしたいと思ひます。

○委員長(西村尚治君) 他に御質疑はありませんか。別に御発言もないようですから、質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。別に御発言もないようですから、討論は終了したものと認めます。

これより採決を行ないます。行政管理局設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(西村尚治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西村尚治君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御異議を聴取いたします。宮澤通商産業大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

改正の第一点は、鉱山保安局を改組し、公害保安局とするのと同時に、同局に公害部を設置することであり、御承知のとおり、近年、公害、保安問題は、一部地域の問題でなく、全国的な問題となつておる、国民生活を守る上でその早急な解決が必要となされております。

この事態に對処して通商産業省としては、昨年七月に決定した「新通商産業政策の基本的方向」

でも明示しておりますように、国民生活の質的充実をはかるため、「公害の防止と保安の確保」に万全を期することとし、これを今後の通商行政の重要な柱の一つとしております。

当省では、これまで公害行政は、企業局立地公害部が、保安行政は、鉱山保安局、化学工業局保安課等が主として担当してきておりますが、公害保安行政は、国民の健康と安全を確保するといふ共通の目的を持ち、その行政内容も類似した面が少なくありません。たとえば、最近の安中精錬所、神岡鉱山等の鉱害問題の例に見られますように、鉱物の精錬、掘採に伴う大気汚染、水質汚濁等が周辺住民に与える影響が問題とされるに至つており、鉱山保安行政の中で公害の防止のための行政需要は急激に高まつております。

鉱業活動に伴う排出物や騒音、振動、悪臭の影響のしかたは、大気、水等を媒介とする点で一般の公害と同様であり、その規制の技術も共通であります。したがつて、鉱山保安行政の中で公害の防止対策の重要性が増加するとともに、現在の一般公害行政の知識経験を鉱山保安行政に活用するとともに、坑内外について行なつてきた鉱山規制の技術等を公害行政にも応用するなど、両行政を一体化し総合的に行なうことがぜひ必要となつてきております。

そこで、この際、省内の公害保安行政担当部局を公害保安局として一本化し、公害保安行政を総合的に実施できるよう行政体制を整備拡充することにより、いわゆる生産行政部門に對する影響力を一段と強め、公害保安行政強化の要請にこたえたいと考ふる次第であります。

改正の第二点は、企業局の立地公害部を廃止することであり、新しい公害保安局には、公害行政を担当する公害部を設けることとしており、現在の企業局立地公害部は、立地行政のみを担当することになりますので、同部は廃止することとしているものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びその要旨であります。改正点は、いずれも必要最小限度の事項でありますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 本案の審査は後日に譲りたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時二十五分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は二月十七日〕
一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、元満州拓殖公社員であつた公務員等に對し恩給法等の特例制定に関する請願(第一八三九号)(第二〇四六号)

一、岩手県住田町の寒冷地引上げに関する請願(第二〇四七号)

一、岩手県胆沢郡衣川村の寒冷地引上げに関する請願(第二〇四八号)

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(第二〇六〇号)

一、教育職員の給与改善に関する請願(第二〇七四号)

第一八三九号 昭和四十五年四月六日受理
元満州拓殖公社員であつた公務員等に對し恩給法等の特例制定に関する請願
請願者 千葉市藤町二ノ一三ノ二 牧野伊三郎

紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇四六号 昭和四十五年四月九日受理
元満州拓殖公社員であつた公務員等に對し恩給法等の特例制定に関する請願

請願者 東京都練馬区北大泉町五九〇 藤野虎男
紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇四七号 昭和四十五年四月九日受理
岩手県住田町の寒冷級地引上げに関する請願(三通)

請願者 岩手県陸前高田市気仙町字中堰一〇ノ一岩手県医療局労働組合高田支部内 吉田正外二名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二〇四八号 昭和四十五年四月九日受理
岩手県胆沢郡衣川村の寒冷級地引上げに関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市中央通一ノ五ノ一全
国電気通信労働組合岩手県支部内 工藤秀雄外一名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一〇九四号と同じである。

第二〇六〇号 昭和四十五年四月九日受理
元満鉄職員であった公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(五通)

請願者 福島市太田町二七ノ一五 河野広外四名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第二〇七四号 昭和四十五年四月九日受理
教育職員の給与改善に関する請願

請願者 札幌市北三条西五丁目北海道議会議長 岩本政一
紹介議員 河口 陽一君
教育職員の生活の安定をはかることは、とりもなおさず学校教育の充実につらなることにかんが

- み、左記事項の実現を図られたい。
- 一、人事院勧告の完全実施について
 - 1 民間給与の動向及び物価の上昇に即応した給与改定の措置を講ずること。
 - 2 実施時期については、これまでの経緯にもかんがみ、人事院勧告の完全実施を期するとともに、これに見合う財源措置を講ずること。
- 二、教育職給料表の抜本的改善について
 - 1 優秀な教職員を得るため、初任給の引き上げ等の措置を講ずること。
 - 2 教育職員の職務の専門性及び特殊性に見合う抜本的な改善の措置を講ずること。
- 三、教育職員の勤務態様の特殊性にかんがみ、教育特別俸給調整額の早期実現の措置を講ずること。

第八号中正誤

ハシ 段行 誤 改正を
三 一 二 改正の 正

第一部

内閣委員会会議録第十号

昭和四十五年四月二十三日

【参議院】

昭和四十五年五月八日印刷

昭和四十五年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局